

発議第10号

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書について

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書を次のとおり提出する。

平成28年10月20日 提出

松阪市議会議員	大 平	勇
	今 井	一 久
	深 田	龍
	坂 口	秀 夫
	中 村	良 子
	山 本	芳 敬
	山 本	節
	永 作	邦 夫
	中 島	清 晴

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」、「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立された制度である。

1985年以降、国と地方の役割分担・財政状況等を踏まえて、義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、2004年までに教材費や旅費などが一般財源化された。公立小中学校等の教職員給与費については、教職員の確保と適正配置のため、国庫による負担がなされてきたが、2006年から国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。

そのような中、義務教育にかかわる公的支出に、各自治体間での差異が生じている。例えば、1985年に一般財源化された教材費のうち図書費については、「学校図書館図書標準」が国によって定められているが、三重県においては、実際にその標準を満たしている公立小中学校は、小学校で46.9%、中学校で27.6%にとどまっている。

松阪市においては、小学校で44.4%、中学校では33.3%にとどまり、松阪市内の公立小中学校もその標準を満たしているとはいえず状況である。

2020年度からの導入が検討されている「デジタル教科書」については、検討会議の中間まとめにおいて、「可能な限り無償で児童生徒に給与されることが望ましい」としながらも、「無償措置の対象とすることは、直ちには困難である」ことが示されており、導入に当たっては、「教材費なりの形で保護者の一部負担となる可能性も考えられる」としている。

松阪市内の3中学校では、すでにiPadを活用した学習を行っているが、全ての小中学校でデジタル教科書が導入された後も、児童生徒が保護者の負担なく学習が進められるようにすることが求められる。

ナショナル・ミニマムとしての義務教育に対して、必要な財源を安定的に担保することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要である。

よって国においては、未来を担う子供たちの「豊かな学び」が、その時々の方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と、さらなる充実を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月20日

三重県松阪市議会議長 西 村 友 志